

しようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案の二法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員及び防衛厅の職員の俸給月額の改定等を行おうとするものであります。

以上三法律案は、十月二十一日本委員会に付託され、二十一日政府より提案理由の説明を聴取し質疑に入り、これを終了いたしました。

次に、第七十七回国会に提出され、今国会に継続となっておりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年三月十日付の人事院の勧告に基づいて、三月一日から義務教育等教員特別手当の支給月額の限度額を増額するとともに、当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設等の看護婦等に対し四月一日から育児休業給を支給しようとするものであります。

本案は、十月二十六日提案理由の説明を省略

し、質疑に入り、これを終了いたしましたところ、施行期日に係る修正案が提出されました。引き続き四法律案を一括して議題とし、討論を行ない、採決の結果、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。特別

職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案並びに防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案は、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。継続となつております。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、多數をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

なお、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されました。

以上 御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 郵便切手類売さばき所及び印紙売

さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第五、郵便貯金法の一部を改正する法律案、日程第六、郵便切手類売

さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔本号末尾に掲載〕

所に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、郵便切手類等の売りさばきに関する業務の取り扱いの実情にかんがみ、売りさばき人に支払う売りさばき手数料の額を改定しようとするものであります。

その内容は、売りさばき人の買い受け月額のうち、一万円を超える五万円以下の金額に対する手数料の率を百分の七から百分の九に、五万円を超える十万円以下の金額に対する手数料の率を百分の六から百分の八に、十万円を超える二十万円以下の金額に対する手数料の率を百分の一・五から百分の四にそれぞれ引き上げるとともに、買い受け月額が一萬円に満たない場合は買い受けをしなかつた場合には、月額一万円の買い受けをしたものがとみなして手数料率を適用しようとするものであります。

なお、この法律案の施行期日は、昭和五十二年一月一日となつております。

通信委員会においては、十月九日両法律案の付託を受け、十月二十一日福田郵政大臣より提案理由書

一月一日となつております。

通信委員会においては、十月九日両法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、郵便貯金の普及のため、その周知伝

に必要な施設を設け、広く国民の利用に供するとともに、効率的な運営を図ろうとするものであります。

この改正の主な内容は、郵政大臣が、会議、集

会、その他多數の者の利便を図るために設備を備えた施設を設置することができることとし、それ

ら郵便貯金振興会に委託することとし、及び郵便貯金振興会の設立等についての所要の規定

の整備を行おうとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

次に、郵便切手類売さばき所及び印紙売

さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 郵便切手類売さばき所及び印紙売

さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和五十一年十月二十八日

録第十号 朗読を省略した議長の報告

(議院提出)	松永 光君 森山 欽司君 綿貫 田輔君	本名 武君 山田 久就君 三枝 三郎君
國會に提出される。 昭和五十一年十月二十一日 支那總理大臣 三木 信太		
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改定する法律案(議院提出)		
(議院提出)		
一、今二十八日、委員長が提出した議案は次のとおりである。議院の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院提出)		
(議院提出)		
一、昨二十七日、参議院から受領した条約は次のとおりである。即ち、貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるもの。		
一千九百七十六年の国際ハーバー協定の締結について承認を求めるの件		
(議院提出)		
一、昨二十七日、委員会に付託された条約は次のとおりである。一千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の第三次延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件(議院第一回)(議院提出)		
一千九百七十六年の国際ハーバー協定の締結について承認を求めるの件(議院第一回)(議院提出)		
(議院提出)		
一、去る二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案		
(議院提出)		
一、昨二十七日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案		
(議院提出)		
一、般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案		
右		

別表第一 行政職俸給表(第六条関係) 行政職俸給表(一)								
等級		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
1	234,700	181,100	—	—	98,800	82,500	—	—
2	245,100	188,600	160,700	136,000	114,000	98,500	86,000	68,400
3	255,500	196,300	167,100	141,700	119,100	103,300	89,700	70,300
4	265,900	204,400	173,500	147,600	124,200	108,100	93,800	72,300
5	276,300	212,500	180,000	153,500	129,500	112,900	97,900	74,300
6	286,700	220,600	186,500	159,400	134,900	117,700	104,700	76,900
7	297,100	228,700	193,200	165,500	140,300	122,400	105,500	79,700
8	307,500	236,800	199,900	171,700	145,600	127,100	109,200	82,500
9	318,000	244,900	206,600	178,100	151,000	131,300	112,500	84,800
10	328,500	253,000	213,400	184,500	156,400	135,400	115,800	87,000
11	336,200	260,700	220,200	190,900	161,800	139,500	118,800	89,200
12	342,100	268,400	226,900	197,300	167,200	143,600	121,800	91,300
13	348,000	275,800	233,600	203,600	172,500	147,700	124,700	93,400
14	353,400	281,700	240,300	209,900	177,800	151,300	127,200	95,500
15	358,000	287,600	246,900	216,000	182,800	154,900	129,700	97,500
16	361,700	291,700	252,200	222,100	187,300	158,300	132,200	99,500
17	365,500	298,900	201,800	161,700	134,600	101,000	—	—
18	361,100	281,700	195,100	164,600	136,800	—	—	—
19	364,700	235,100	198,200	167,500	138,700	—	—	—
20	363,500	238,500	201,200	169,600	—	—	—	—
21	361,900	241,900	203,500	171,700	—	—	—	—
22	365,800	205,800	—	—	—	—	—	—
23	363,800	208,100	173,800	—	—	—	—	—

参考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。
一、般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

口 行政職俸給表(二)

職務の等級	特1等級					特2等級					特3等級					特4等級					特5等級					
	俸給月額	1等級	2等級	3等級	4等級	俸給月額	1等級	2等級	3等級	4等級	俸給月額	1等級	2等級	3等級	4等級	俸給月額	1等級	2等級	3等級	4等級	俸給月額	1等級	2等級	3等級	4等級	
1	133,400	円	112,900	円	93,200	円	83,500	円	68,800	円	61,600	円	245,400	円	204,400	円	—	円	—	円	107,800	円	92,300	円	—	
2	137,900		116,900		97,100		86,600		70,900		63,400		253,600		212,500		190,700		177,700		153,300		130,000		112,700	
3	142,400		121,000		101,000		89,800		73,000		65,200		261,800		220,600		197,500		184,200		159,000		135,500		117,600	
4	147,200		125,100		104,900		93,200		75,100		67,000		270,000		228,700		204,400		190,700		164,800		141,000		122,500	
5	152,000		129,200		108,900		96,600		77,600		68,800		278,300		236,800		211,400		197,400		171,200		146,500		127,400	
6	157,100		133,400		112,900		100,000		80,400		70,800		286,700		244,900		218,400		204,100		177,700		152,100		132,300	
7	162,200		137,600		116,700		103,400		83,500		72,800		307,500		260,100		232,300		217,700		190,700		163,400		140,900	
8	167,400		141,800		120,500		106,800		86,600		74,800		318,000		267,200		239,200		224,500		197,300		169,100		145,000	
9	172,700		146,000		124,300		110,200		89,700		77,200		328,500		274,100		248,100		231,400		204,000		174,800		149,000	
10	178,000		149,800		128,100		113,600		92,800		79,900		336,200		281,000		256,000		238,300		210,700		184,200		157,700	
11	183,300		153,600		131,500		117,000		95,900		82,700		348,000		295,000		266,800		238,300		210,700		187,700		158,300	
12	188,700		157,400		134,900		120,300		99,000		85,500		353,400		302,000		273,700		253,700		220,600		196,200		164,100	
13	194,100		161,100		138,200		123,600		101,900		88,100		368,000		311,000		281,000		256,000		224,000		191,600		160,600	
14	199,400		164,800		141,500		126,700		104,800		90,700		383,400		342,100		308,900		280,600		259,900		245,100		217,400	
15	204,000		168,500		144,800		129,800		107,200		93,100		398,000		348,000		305,000		286,800		251,900		224,000		191,600	
16	208,500		172,200		148,100		132,600		109,500		95,500		413,200		358,000		315,800		287,100		258,600		230,600		196,200	
17	213,000		175,900		151,500		135,300		111,700		97,900		428,400		363,000		320,000		293,600		265,300		237,200		200,000	
18	217,500		179,500		154,800		138,000		113,900		99,800		443,400		378,000		335,800		307,500		278,300		245,100		216,000	
19	222,000		183,100		158,100		140,400		116,100		101,700		458,000		393,000		353,400		323,700		293,600		263,700		231,400	
20	226,300		186,700		160,900		142,700		118,100		103,500		473,200		408,000		368,900		338,600		308,900		278,700		243,800	
21	230,100		190,300		163,600		144,600		120,000		105,300		488,000		423,000		387,100		357,700		327,200		296,600		263,700	
22	233,900		193,900		165,800		146,500		121,800		107,100		498,000		433,000		397,500		367,200		336,900		306,000		275,500	
23	237,700		197,000		168,000		148,400		123,600		108,900		508,000		443,000		402,100		371,700		341,400		310,500		279,500	
24	240,700		200,100		169,900		150,200		125,400		110,700		518,000		453,000		407,500		376,200		345,400		314,500		284,500	
25		202,400	171,800	152,000	127,100																					
26																										
27																										
28																										
29																										

備考 この表は、機械の運転操作、荷物の搬送及びこれらに準ずる業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表(第六条関係)

職務の等級	特1等級					特2等級					特3等級					特4等級					特5等級					特6等級				
	俸給月額	1等級	2等級	3等級	4等級	俸給月額	1等級	2等級	3等級	4等級	俸給月額	1等級	2等級	3等級	4等級	俸給月額	1等級	2等級	3等級	4等級	俸給月額	1等級	2等級	3等級	4等級	俸給月額	1等級	2等級	3等級	
1	245,400	円	204,400	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	
2	253,600		212,500		190,700		177,700		153,300		130,000		112,700		96,900		75,500		61,600		45,400		34,000		24,400		16,400		10,400	
3	261,800		220,600		197,500		184,200		159,000		135,500		117,600		101,000		78,100		56,000		41,000		28,000		19,000		12,000		7,000	
4	270,000		228,700		204,400		190,700		164,800		141,000		122,500		105,100		80,900		61,600		45,400		34,000		24,400		16,400		10,400	
5	278,300		236,800		211,400		197,400		174,000		151,200		131,200		111,200		91,200		71,200		51,200		36,200		26,200		17,200		10,200	
6	286,700		244,900		218,400		204,100		177,700		152,100		132,300		112,400		92,300		72,300		52,300		37,300		27,300		18,300		10,300	
7	297,100		253,000		225,400		201,900		184,200		163,400		140,900		118,700		93,300		73,300		53,300		38,300		28,300		19,300		10,300	
8	307,500		260,100		232,300		217,700		190,700		163,400		140,900		118,700		93,300		73,300		53,300		38,300		28,300		19,300		10,300	
9	318,000		267,200		239,200		224,500		197,300		169,100		145,000		121,600		95,200		74,200		54,200		34,200		24,200		15,200		7,200	
10	328,500		274,100		248,100		231,400		204,000		174,800		149,000		124,400		97,100		75,100		55,100		35,100		25,100		16,100		8,100	
11	336,200		281,000		256,000		238,300		210,700		180,400		153,000		127,200		98,900		76,900		56,900		36,900		26,900		17,900		9,900	
12	342,100		288,000		259,900		245,100		217,400		186,000		156,800		130,000		100,700		77,700		57,700		37,700		27,700		18,700		10,700	
13	348,000		295,000		266,800		251,900		224,000		191,600		160,600	</td																

別表第三 公安職俸給表(第六条関係)

号俸	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
1	245,400	204,400	—	—	—	—	94,700	84,600	—
2	253,600	212,500	190,700	177,700	158,800	119,500	99,600	87,600	78,600
3	261,800	220,600	197,500	184,200	159,000	124,900	104,500	90,600	81,400
4	270,000	228,700	204,400	190,700	164,800	130,400	109,400	94,400	84,400
5	278,300	236,800	211,400	197,400	171,200	155,900	114,300	99,100	87,400
6	286,700	244,900	218,400	204,100	177,700	141,500	119,200	108,800	90,400
7	297,100	253,000	225,400	210,900	184,200	147,100	124,100	108,500	94,100
8	307,500	260,100	232,300	217,700	190,700	152,700	129,000	113,100	98,500
9	318,000	267,200	238,200	224,500	197,300	158,300	133,900	117,700	103,000
10	328,500	274,100	246,100	231,400	204,000	164,000	138,800	122,300	107,500
11	336,200	281,000	248,300	238,300	210,700	169,700	143,700	126,900	112,000
12	342,100	288,000	259,900	245,100	217,400	175,400	148,600	131,500	116,500
13	348,000	295,000	266,800	251,900	224,000	181,000	153,500	136,100	121,000
14	353,400	302,000	273,700	258,700	250,600	186,600	158,400	140,700	125,500
15	358,000	308,900	280,600	265,300	237,200	192,200	163,400	145,400	130,000
16		315,800	287,100	271,200	242,800	197,600	168,400	150,100	134,500
17		320,000	293,600	276,900	248,800	208,000	173,400	154,800	139,000
18		327,500	298,500	283,800	258,400	207,600	178,400	159,500	143,500
19		301,400	284,100	288,500	213,500	183,500	164,200	148,000	
20			287,700	261,900	218,000	188,600	169,000	152,400	
21				265,300	222,300	193,700	173,800	156,800	
22				268,700	226,600	198,800	178,600	161,200	
23				280,900	203,900	183,400	165,600		
24				285,200	208,400	188,100	170,000		
25				288,100	212,700	192,800	174,400		
26				241,000	217,000	197,500	178,800		
27				243,900	221,300	201,700	183,200		
28				246,800	225,600	205,900	187,600		
29				228,400	210,000	192,000			
30				231,200	214,000	195,600			
31				234,000	218,000	199,200			
32				236,700	220,600	202,800			
33				223,200	206,400				
34				208,900					
				22					

備考 この表は、警察官、監査官、人事官、法務官及び税務官等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和廿一年十一月廿二日 公安職俸給表(第六条関係)

公安職俸給表(二)

号俸	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
1	245,400	204,400	—	—	—	—	94,700	84,600	—
2	253,600	212,500	190,700	177,700	158,800	119,500	99,600	87,600	78,600
3	261,800	220,600	197,500	184,200	159,000	124,900	104,500	90,600	81,400
4	270,000	228,700	204,400	190,700	164,800	130,400	109,400	94,400	84,400
5	278,300	236,800	211,400	197,400	171,200	155,900	114,300	99,100	87,400
6	286,700	244,900	218,400	204,100	177,700	141,500	119,200	108,800	90,400
7	297,100	253,000	225,400	210,900	184,200	147,100	124,100	108,500	94,100
8	307,500	260,100	232,300	217,700	190,700	152,700	129,000	113,100	98,500
9	318,000	267,200	238,200	224,500	197,300	158,300	133,900	117,700	103,000
10	328,500	274,100	246,100	231,400	204,000	164,000	138,800	122,300	107,500
11	336,200	281,000	248,300	238,300	210,700	169,700	143,700	126,900	112,000
12	342,100	288,000	259,900	245,100	217,400	175,400	148,600	131,500	116,500
13	348,000	295,000	266,800	251,900	224,000	181,000	153,500	136,100	121,000
14	353,400	302,000	273,700	258,700	250,600	186,600	158,400	140,700	125,500
15	358,000	308,900	280,600	265,300	237,200	192,200	163,400	145,400	130,000
16		315,800	287,100	271,200	242,800	197,600	168,400	150,100	134,500
17		320,000	293,600	276,900	248,800	208,000	173,400	154,800	139,000
18		327,500	298,500	283,800	258,400	207,600	178,400	159,500	143,500
19		301,400	284,100	288,500	213,500	183,500	164,200	148,000	
20			287,700	261,900	218,000	188,600	169,000	152,400	
21				265,300	222,300	193,700	173,800	156,800	
22				268,700	226,600	198,800	178,600	161,200	
23				280,900	203,900	183,400	165,600		
24				285,200	208,400	188,100	170,000		
25				288,100	212,700	192,800	174,400		
26				241,000	217,000	197,500	178,800		
27				243,900	221,300	201,700	183,200		
28				246,800	225,600	205,900	187,600		
29				228,400	210,000	192,000			
30				231,200	214,000	195,600			
31				234,000	218,000	199,200			
32				236,700	220,600	202,800			
33				223,200	206,400				
34				208,900					
				22					

備考 この表は、検察官、公安調査官、少年院、海上保安官等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和廿一年十一月廿二日 公安職俸給表(第六条関係)

1 警察の監視の権限と課すや法律の一部を含む法律案及び同解説

(外) 告白

別表第四 海事職俸給表(第六条関係)

1 海事職俸給表(一)

号俸	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	号俸	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
1	232,800	190,400	155,900	129,600	103,000	—	1	153,600	124,300	102,600	85,000	69,900
2	241,700	198,900	162,700	135,700	107,800	80,600	2	158,500	129,200	106,500	88,200	71,800
3	250,600	207,500	169,500	141,800	112,700	83,900	3	163,400	134,100	110,500	91,700	73,900
4	259,500	216,100	176,300	148,000	117,700	88,500	4	168,300	139,000	114,700	95,200	76,100
5	268,400	224,400	183,100	154,200	122,800	93,100	6	173,300	143,900	119,400	98,800	78,900
6	277,200	232,500	189,900	160,100	127,900	97,800	7	183,700	153,600	129,000	106,100	84,700
7	286,000	240,600	196,700	166,000	133,000	102,400	8	189,300	157,900	133,900	109,800	87,900
8	294,800	248,700	203,300	171,800	137,700	105,400	9	194,900	162,100	138,800	113,500	91,200
9	303,600	256,700	209,900	177,400	142,300	110,300	10	200,500	166,200	143,600	117,600	94,700
10	311,200	264,700	216,000	183,000	146,800	114,000	11	206,200	170,300	148,400	121,700	98,200
11	318,800	272,700	222,100	188,300	151,000	117,700	12	211,900	174,400	152,300	125,800	101,800
12	324,900	280,200	228,200	193,600	155,200	120,500	13	217,600	178,400	156,200	130,000	105,400
13	331,000	287,700	234,300	198,900	159,200	123,300	14	223,200	182,500	159,900	134,000	109,000
14	337,100	294,200	239,700	204,200	163,200	126,000	15	228,100	186,600	163,600	137,300	112,800
15	342,200	300,600	245,100	209,500	167,200	123,800	16	232,800	180,500	167,300	141,600	116,200
16	347,300	306,600	250,500	214,800	171,200	131,600	17	237,500	194,400	170,800	145,400	119,700
17	351,600	312,500	255,900	219,800	175,200	134,400	18	242,200	198,300	174,300	149,100	123,200
18	318,000	260,300	224,600	178,300	137,100	121,600	19	246,900	202,200	177,400	152,800	126,700
19	321,900	263,800	227,800	139,900	—	—	20	251,600	206,000	180,500	155,800	130,100
20	267,300	231,000	141,900	—	—	—	21	255,600	209,800	183,200	158,800	132,700
21	270,800	—	—	—	—	—	22	259,600	212,600	185,800	161,400	135,200
						23	263,600	215,400	188,300	164,000	137,100	
						24	266,800	218,200	190,400	166,400	139,700	
						25	—	—	192,500	168,400	—	

備考 この表は、沿岸区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他入港港に係り船員の船員、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(二)

号俸	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	号俸	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
1	153,600	124,300	102,600	85,000	69,900	1	158,500	129,200	106,500	88,200	71,800
2	163,400	134,100	110,500	91,700	73,900	2	168,300	139,000	114,700	95,200	76,100
3	173,300	143,900	119,400	98,800	78,900	3	178,500	148,800	124,200	102,400	81,800
4	183,700	153,600	129,000	106,100	84,700	4	189,300	157,900	133,900	109,800	87,900
5	194,900	162,100	138,800	113,500	91,200	5	194,900	162,100	138,800	113,500	91,200
6	200,500	166,200	143,600	117,600	94,700	6	206,200	170,300	148,400	121,700	98,200
7	211,900	174,400	152,300	125,800	101,800	7	217,600	178,400	156,200	130,000	105,400
8	223,200	182,500	159,900	134,000	109,000	8	228,100	186,600	163,600	137,300	112,800
9	237,500	194,400	170,800	145,400	119,700	9	242,200	198,300	174,300	149,100	123,200
10	246,900	202,200	177,400	152,800	126,700	10	251,600	206,000	180,500	155,800	130,100
11	255,600	209,800	183,200	158,800	132,700	11	259,600	212,600	185,800	161,400	135,200
12	263,600	215,400	188,300	164,000	137,100	12	266,800	218,200	190,400	166,400	139,700
13	277,500	222,200	194,400	170,800	145,400	13	282,200	226,000	198,300	174,300	149,100
14	287,500	228,100	198,300	174,300	149,100	14	292,200	231,000	202,200	177,400	152,800
15	297,500	234,300	204,200	188,300	151,000	15	302,200	239,700	214,800	206,000	180,500
16	307,500	240,600	214,800	214,800	171,200	16	312,500	245,100	219,800	219,800	175,200
17	317,500	245,100	219,800	219,800	175,200	17	322,200	250,500	214,800	214,800	171,200
18	322,200	250,500	214,800	214,800	171,200	18	327,500	255,600	219,800	219,800	175,200
19	327,500	255,600	219,800	219,800	175,200	19	332,200	260,300	224,600	224,600	178,300
20	332,200	260,300	224,600	224,600	178,300	20	337,500	265,600	229,800	229,800	181,200
21	337,500	265,600	229,800	229,800	181,200	21	342,200	270,800	234,300	234,300	185,900
22	342,200	270,800	234,300	234,300	185,900	22	347,500	276,000	239,700	239,700	189,600
23	347,500	276,000	239,700	239,700	189,600	23	352,200	281,200	244,800	244,800	193,300
24	352,200	281,200	244,800	244,800	193,300	24	357,500	286,600	249,800	249,800	197,000
25	357,500	286,600	249,800	249,800	197,000	25	362,200	292,000	254,800	254,800	200,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表の適用を受けた者を除く)で人事院規則で定めるものに適用する。

(外) 記 載

別表第五 教育職俸給表(第六条関係)

イ

等級 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
1	円	円	円	円	円
2	—	150,300	135,000	101,100	82,400
3	193,500	157,100	140,900	106,700	86,000
4	201,100	163,900	146,800	112,300	90,000
5	208,700	170,700	153,100	117,900	94,200
6	216,700	177,500	159,400	123,500	98,700
7	224,700	184,300	165,700	129,100	103,300
8	232,800	191,100	172,000	134,900	108,500
9	240,900	197,900	178,300	140,700	113,700
10	249,000	204,700	184,600	146,500	119,100
11	257,100	211,500	190,900	152,300	124,500
12	265,200	217,900	197,200	158,100	129,800
13	273,400	224,000	203,500	163,900	134,800
14	281,600	230,100	209,900	168,800	139,600
15	289,800	236,200	215,600	173,700	144,400
16	298,000	242,100	221,400	178,300	148,800
17	306,200	248,000	227,200	182,700	153,100
18	313,800	253,900	233,000	187,100	157,400
19	321,000	259,800	238,800	191,400	161,700
20	328,200	265,600	244,600	195,700	166,000
21	335,400	270,700	250,400	199,900	170,000
22	342,200	275,800	256,200	204,100	174,000
23	348,400	280,900	261,300	208,300	177,700
24	353,700	286,000	266,400	212,500	181,400
25	358,300	291,100	270,200	216,500	184,500
26	362,900	295,700	273,300	220,400	187,600
27	299,100	223,300	209,700	30	31
28		226,200	213,800	32	33
29		229,100	196,200	34	35
30			198,500	36	37

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので入試院の指定するものに勤務する教授、助教、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和廿一年十一月廿二日 公報部令第百四十一号

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので入試院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、教説教諭、助教、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ

教育職俸給表(二)

等級 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
1	円	円	円	円
2	—	229,500	167,300	87,900
3	—	236,200	174,200	91,900
4	243,200	180,500	101,300	74,400
5	250,200	187,000	106,000	77,100
6	257,200	183,400	110,700	79,800
7	264,300	199,800	115,500	82,800
8	271,400	206,300	120,300	86,600
9	278,500	212,800	125,300	94,600
10	285,600	219,300	130,300	98,900
11	292,600	226,800	135,400	103,300
12	299,500	233,300	140,800	107,800
13	306,400	239,800	146,600	112,300
14	313,000	245,300	152,500	117,000
15	319,600	251,800	158,700	121,800
16	324,000	258,300	164,800	126,600
17	264,800	170,900	131,300	136,000
18	271,300	177,000	140,700	145,400
19	277,800	183,200	153,700	157,800
20	284,200	189,400	165,800	161,800
21	290,600	195,600	173,800	171,800
22	297,000	201,800	181,700	180,000
23	302,900	208,000	191,700	194,200
24	308,800	214,200	199,800	202,400
25	314,800	220,400	206,000	212,600
26	320,200	226,200	213,800	220,400
27	326,900	231,900	221,200	226,200
28	332,700	237,500	228,800	232,400
29	338,600	243,100	235,700	238,700
30	344,500	249,700	242,400	246,400
31	350,400	255,300	249,800	252,900
32	356,300	261,800	256,300	262,200
33	362,200	267,500	262,800	270,100
34	368,100	273,200	269,000	274,000
35	373,900	278,800	274,800	282,000
36	379,800	284,500	280,000	286,200
37	385,700	290,200	285,800	292,400

(外) 報 (印)

八 教育職俸給表(三)

号俸	特1等級	1等級	2等級	3等級
1	226,800	—	79,800	—
2	233,100	142,800	83,700	74,400
3	239,400	148,900	87,900	77,100
4	245,800	155,100	91,900	79,800
5	252,200	161,400	96,600	82,800
6	258,600	167,700	101,300	86,600
7	264,900	174,000	106,000	90,400
8	271,200	180,300	110,700	94,600
9	276,900	186,600	115,500	98,900
10	282,600	192,700	120,300	103,200
11	288,000	198,700	125,300	107,600
12	293,400	204,700	130,300	112,000
13	297,900	210,700	135,400	116,400
14	302,400	216,700	140,800	120,800
15	306,300	222,700	146,600	125,200
16		228,700	152,500	129,500
17		234,700	158,700	133,800
18		240,700	164,700	138,000
19		246,600	170,800	142,100
20		252,500	176,800	146,100
21		258,400	182,800	150,100
22		263,800	188,800	153,800
23		268,700	194,500	157,500
24		273,400	200,200	160,800
25		277,700	205,600	163,900
26		281,300	210,900	166,700
27		284,100	216,200	169,500
28		286,900	221,500	172,000
29		289,700	226,500	174,100
30			231,400	176,200
31			236,200	178,100
32			240,900	184,500
33			245,300	190,800
34			248,700	195,100
35			253,700	200,200
36			257,200	205,300
37			260,700	210,400
38			263,900	215,500
39			266,300	220,600

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに適用する校長、園長、教頭、教諭、義務教育、幼稚園などの他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

九 教育職俸給表(四)

号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
1	257,000	—	129,100	102,000	81,800
2	265,100	163,900	135,000	107,400	86,400
3	273,300	170,700	140,900	112,800	91,000
4	281,500	177,500	146,800	118,200	95,600
5	289,700	184,300	153,100	123,600	100,400
6		191,100	159,400	129,100	105,600
7		206,100	198,000	165,900	134,900
8		204,900	172,400	140,700	115,800
9		211,800	175,200	146,500	120,900
10		218,700	186,000	152,400	128,000
11		225,600	192,900	158,300	131,100
12		232,800	199,800	164,400	136,200
13		240,900	206,700	170,500	141,200
14		249,000	213,600	176,600	146,100
15		257,100	220,300	182,700	151,000
16		265,200	226,400	188,800	155,700
17		273,400	232,500	194,900	160,400
18		281,600	238,600	200,900	165,000
19		289,800	244,400	206,900	169,300
20		298,000	250,200	212,700	173,500
21		305,200	256,000	218,500	177,500
22		310,200	261,800	224,300	181,400
23		315,200	266,900	230,100	185,300
24		320,200	272,000	235,800	189,100
25		325,200	276,800	241,400	192,800
26		330,200	281,600	247,000	196,300
27		334,300	286,300	252,600	199,100
28		338,400	289,700	257,700	201,900
29				262,700	
30				267,300	
31				271,900	
32				276,200	
33				279,400	

備考 この表は、高等学校、中学校及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに適用する校長、園長、教頭、教諭、義務教育、幼稚園などの他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(外) 雇 用

11

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
号俸	俸給月額						
1	—	—	84,600	74,500	—	—	—
2	—	—	88,500	77,300	68,500	—	—
3	—	—	93,100	80,300	70,400	—	—
4	187,500	138,800	98,200	83,300	72,400	63,500	54,600
5	195,200	140,300	103,300	86,700	74,500	65,300	56,100
6	203,300	144,900	108,400	90,800	77,200	68,400	59,500
7	211,400	153,500	113,500	95,200	80,100	70,300	60,500
8	219,500	160,100	118,900	99,800	83,000	74,100	64,400
9	228,300	166,700	124,300	104,800	85,400	78,500	68,800
10	237,100	173,300	129,800	109,800	87,800	81,100	72,500
11	245,900	179,700	135,300	114,800	90,200	84,500	76,800
12	254,800	186,100	140,800	119,800	92,500	86,800	79,100
13	263,700	192,500	146,300	124,800	94,800	89,100	82,400
14	272,600	198,300	151,600	129,800	97,100	92,400	85,700
15	281,500	204,100	156,900	134,500	99,300	96,700	90,000
16	290,400	209,500	162,200	138,600	101,500	99,300	93,600
17	299,300	214,400	167,500	142,700	114,800	108,100	101,500
18	308,100	219,000	172,400	146,800	118,900	123,200	116,300
19	316,900	223,600	177,300	150,800	121,500	128,700	121,800
20	325,700	228,200	182,200	154,800	130,300	136,400	130,500
21	333,200	232,800	187,100	158,700	135,200	142,300	135,400
22	338,700	237,400	192,000	162,600	141,100	148,200	142,300
23	344,200	241,900	196,800	165,800	146,000	154,100	147,200
24	349,100	246,400	201,100	169,000	150,300	160,400	153,500
25	354,000	250,500	205,200	171,400	155,500	165,800	158,900
26	358,000	254,600	208,300	175,800	160,000	168,100	161,200
27	—	211,400	—	—	—	—	—
28	—	214,500	—	—	—	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等の人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

職務の等級		1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	238,100	181,600	141,600	108,800	—	—
2	246,200	189,600	158,100	115,200	—	—
3	254,300	197,600	165,800	121,600	—	—
4	262,400	205,700	173,700	128,000	—	—
5	270,500	213,800	181,600	135,400	—	—
6	278,500	221,900	189,500	142,900	—	—
7	286,500	230,000	197,400	150,500	—	—
8	294,100	238,100	205,400	158,100	—	—
9	301,700	246,200	213,400	165,700	—	—
10	309,300	254,300	221,400	173,300	—	—
11	317,000	262,400	228,400	180,800	—	—
12	324,700	269,800	236,200	186,900	—	—
13	332,200	277,200	243,000	193,000	—	—
14	339,700	284,600	248,400	199,100	—	—
15	345,900	292,000	255,300	205,200	—	—
16	352,100	299,300	262,200	211,300	—	—
17	358,300	306,200	268,600	217,400	—	—
18	363,300	313,100	275,000	223,500	—	—
19	368,400	320,000	281,400	229,200	—	—
20	373,000	325,900	286,800	233,300	—	—
21	378,000	331,800	292,200	237,400	—	—
22	383,900	335,900	297,200	240,300	—	—
23	384,200	340,000	300,700	244,200	—	—
24	—	344,200	—	—	—	—

備考 この表は、病院、診療所、診療院等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 医療職俸給表(二)

号 俸	職務の等級						俸給月額
	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	
1	229,400	187,400	167,100	141,700	104,800	84,900	74,800
2	238,300	195,400	173,500	147,800	109,800	88,400	77,800
3	247,200	203,600	180,000	153,900	114,800	92,100	80,800
4	256,200	211,800	186,500	160,100	119,800	95,800	84,200
5	265,200	220,000	193,200	166,400	124,800	100,100	87,600
6	274,300	228,200	199,900	172,800	130,000	104,400	91,300
7	283,400	236,400	206,600	179,200	135,200	109,000	95,000
8	292,500	244,700	213,400	185,600	140,600	113,600	98,600
9	301,600	253,000	220,200	192,000	146,000	118,200	102,200
10	310,700	260,700	226,900	198,400	151,400	122,800	105,800
11	316,700	268,400	233,600	204,700	156,800	127,400	109,400
12	322,100	275,300	240,300	210,800	162,200	131,600	112,700
13	327,500	281,700	246,900	216,900	167,600	135,800	116,000
14	332,500	287,500	252,200	222,800	172,900	140,000	119,000
15	337,500	293,400	257,500	228,000	178,200	144,200	122,000
16	341,800	297,500	261,100	233,100	183,400	148,300	124,900
17		264,700	237,700	188,200	152,000	127,400	22,266,200
18			242,200	193,000	155,600	129,900	23,238,600
19			245,600	196,500	159,000	132,300	24,242,400
20			249,000	199,800	162,400	134,200	25,245,400
21			203,000	203,000	165,200		26,248,400
22			205,300	205,300	167,400		27,251,000
23			207,600	207,600	169,500		28,224,900
24			209,900	209,900	171,600		29,191,100

備考 この表は、病院、診療所、診療所等に勤務する薬剤士、看護士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

△ 医療職俸給表(三)

号 俸	職務の等級						俸給月額
	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	
1	163,700	127,700	109,400	83,200	73,100		
2	169,700	132,600	113,800	86,800	75,600		
3	175,700	137,600	118,300	90,400	78,100		
4	181,700	142,600	122,800	94,100	80,600		
5	188,100	147,700	127,300	97,800	83,200		
6	194,500	152,800	131,900	101,600	86,700		
7	201,000	158,100	136,500	105,400	90,300		
8	207,500	163,400	141,100	109,300	94,000		
9	214,100	168,700	145,700	113,200	97,700		
10	220,700	173,900	150,300	117,100	101,400		
11	227,300	179,100	154,900	121,000	105,100		
12	233,900	184,300	159,500	124,900	108,800		
13	240,500	189,500	164,200	128,800	112,400		
14	247,100	194,800	168,900	132,700	116,000		
15	253,700	200,100	173,600	136,600	119,600		
16	259,400	205,300	178,300	140,400	123,100		
17	265,100	210,500	183,000	144,200	126,600		
18	270,400	215,700	187,700	148,000	130,100		
19	275,700	220,900	192,400	151,800	133,600		
20	279,200	226,100	196,900	155,600	137,100		
21	282,700	231,000	201,400	159,400	140,600		
22	286,200	234,800	205,900	163,200	144,100		
23		238,600	209,600	167,000	147,100		
24		242,400	213,300	170,700	150,100		
25		245,400	216,900	174,400	153,100		
26		248,400	219,700	178,100	155,900		
27		251,000	222,500	181,800	158,600		
28			224,900	185,500	161,300		
29				188,800	163,400		
30				191,100			

備考 この表は、病院、診療所、診療所等に勤務する保育師、助産師、看護師、看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	給	月	額
1				円 330,000
2				360,000
3				400,000
4				442,000
5				477,000
6				512,000
7				555,000
8				598,000
9				637,000
10				680,000
11				718,000
12				740,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則	
(施行期日等)	
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。	
(最高号俸等の切替え等)	
2 昭和五十一年四月一日(以下「切替日」とい	

らを受ける期間に通算されることとなる期間

は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

切替日からこの法律の施行の日の前日までの間ににおいて、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受けた号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けたこととなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(勤勉手当の額の特例)

6 昭和五十一年六月に改正前の法第十九条の四の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の法第十九条の四の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

7 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法(勤勉手当について)は、改正後の法第十九条の四又は前項の規定による給与の内払とみなす。

(人事院規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

理 由

人事院の国会及び内閣に對する昭和五十一年八月十日付け勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和五十一年八月十日付けの給与改定に関する人事院勧告を、勧告どおり、四月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 全俸給表の全俸給月額を改め、三千八百円ないし六万円引き上げた額とする。

2 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を十四万円から十五万円に引き上げるとともに、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を三万円から三万二千五百円に引き上げる。

3 扶養手当について、支給月額を配偶者は六千円から七千円に、配偶者以外の扶養親族のうち一人まではそれぞれ二千円から二千二百

国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 地方財政審議会委員長 中央更生保護審査会委員長 航空事故調査委員会委員長 式部官長	七一八、〇〇〇円
公害等調整委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 公害健康被補償不服審査会の常勤の委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 科学技術会議の常勤の議員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 航空事故調査委員会の常勤の委員 東宮大夫	六三一七、〇〇〇円
秘書官	
八号俸 七号俸 六号俸 五号俸 四号俸 三号俸 二号俸 一号俸	一一七、五〇〇円 一六一、五〇〇円 一三七、五〇〇円 一一三、五〇〇円 一九〇、五〇〇円 一六九、五〇〇円 一五二、五〇〇円 一四〇、〇〇〇円

別表第三(第三条関係)

官職名	俸給月額
八号俸	一一七、五〇〇円
七号俸	一六一、五〇〇円
六号俸	一三七、五〇〇円
五号俸	一一三、五〇〇円
四号俸	一九〇、五〇〇円
三号俸	一六九、五〇〇円
二号俸	一五二、五〇〇円
一号俸	一四〇、〇〇〇円

(沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第一条 沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第十一号)の一部

を次のように改正する。

第六条中「六十七万円」を「七十三万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

2 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律又は沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和五十一年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後これら法律の規定による給与の内払とみなす。

別表第二(第三条関係)

官職名	俸給月額
五号俸	八八〇、〇〇〇円
四号俸	七三〇、〇〇〇円
三号俸	七一八、〇〇〇円
二号俸	六三七、〇〇〇円
一号俸	五七一、〇〇〇円
四号俸	七三〇、〇〇〇円
三号俸	七一八、〇〇〇円
二号俸	六三七、〇〇〇円
一号俸	五七一、〇〇〇円

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特

別職の職員についてもその俸給月額の改定等を

行い、昭和五十一年四月一日から実施しようと

するもので、その要旨は次のとおりである。

1 内閣総理大臣等の俸給月額を次のようにする。
額する。(カッコ内は現行)

内閣総理大臣 百四十五万円(百二十五万円)
國務大臣等 百五万円(九十万円)

内閣法制局長官等 八十八万円(七十八万円)
政務次官等 七十四万円(六十八万円)

内閣官房副長官等 七十三万円(六十七万円)
國家公安委員会委員等

七十一万八千円(六十六万円)

公害等調整委員会の常勤の委員等

六十三万七千円(五十八万五千円)

2 大使及び公使の俸給月額については、國務
大臣と同額の俸給を受ける大使の俸給月額は
百五万円、大使五号俸は八十萬円(十萬円
増額)とし、大使及び公使の四号俸以下は一
般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、七
十三万円ないし五十七万円(六万円ないし
四万六千円増額)とする。

3 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与
改定に準じ二十八万七千五百円(八号俸)ない
し十四万円(一号俸)とする。(一万八千円な
いし九千円増額)

4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の
支給限度額を、日額三万千円とする。(二千
五百円増額)

5 非常勤の委員に支給する手当の支給限度額
を、日額一万八千円とする。(一千五百円増額)

6 沖縄国際海洋博覧会政府代表の俸給月額
を、大使四号俸に準じ七十三万円とする。

(六万円増額)

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等に
かんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約二億円である。

右報告する。

昭和五十一年十月二十六日

内閣委員長 渡辺美智雄
衆議院議長 前尾繁三郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十一年十月二十日

内閣総理大臣 三木 武夫

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六
十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「四千三百三十円」を「四千五百
円」に改める。

第二十五条第二項中「四万三千八百円」を「四万
五千七百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

3等陸尉	准 陸 尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸 士 長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
3等海尉	准 海 尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海 士 長	1等海士	2等海士	3等海士
3等空尉	准 空 尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空 士 長	1等空士	2等空士	3等空士
円	円	円	円	円	円	円	円	円
120,700	115,400	110,900	100,100	95,300	88,700	85,000	78,500	75,700
123,600	120,800	116,300	105,500	99,600	92,000	88,300		
126,200	126,200	121,700	110,900	104,800	95,300	91,600		
131,600	131,600	127,100	116,300	110,000	99,200	94,800		
137,000	137,000	132,500	121,700	115,200	103,500			
142,500	142,400	137,900	127,100	120,200	107,700			
147,900	147,800	143,300	132,500	125,300	111,800			
153,300	153,200	148,700	137,900	130,400	115,900			
158,700	158,600	154,100	143,300	135,300	120,000			
164,100	163,900	159,400	148,700	140,300				
169,500	169,200	164,700	154,100	145,100				
174,900	174,500	170,000	159,200	149,900				
180,400	179,900	175,400	164,400	154,800				
185,900	185,300	180,800	169,400	159,300				
191,400	190,700	186,100	174,500	163,400				
196,900	196,100	191,500	179,500	167,500				
202,400	201,600	196,800	184,500	171,600				
207,900	207,100	202,100	189,000	175,700				
213,400	212,600	207,400	198,400	179,900				
218,800	218,000	212,700	197,900					
224,200	223,400	217,900	202,300					
229,100	228,300	222,800	206,700					
233,800	233,000	227,500	211,100					
238,500	237,700	232,200						
243,200	242,400	236,900						

める者で政令で定めるものとする。

別表第一 参事官等俸給表 (第四条—第六条関係)

号俸	指 定 職	職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
			俸給月額	号俸	俸給月額	俸給月額
1	330,000	1	258,100	199,100	—	125,400
2	360,000	2	269,500	207,400	176,700	131,000
3	400,000	3	280,900	215,900	183,700	136,600
4	442,000	4	292,300	224,800	190,800	142,400
5	477,000	5	303,800	233,700	197,900	149,500
6	512,000	6	315,300	242,600	205,100	155,800
7	555,000	7	326,800	251,500	212,400	162,300
8	598,000	8	338,300	260,400	219,800	168,800
9	637,000	9	349,800	269,300	227,200	175,300
10	680,000	10	361,200	278,200	234,700	182,000
11	718,000	11	369,700	286,700	242,100	188,800
		12	376,200	295,100	249,500	195,800
		13	382,700	303,300	256,900	202,900
		14	388,600	309,800	264,200	210,000
		15	393,700	316,200	271,500	217,000
		16		320,800	277,300	223,900
		17			283,100	230,800
		18			287,100	237,500
		19				244,200
		20				249,500
		21				254,800
		22				258,500

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表 (第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階級 号俸	陸 将	陸 将 極	1 等 陸 佐	2 等 陸 佐	3 等 陸 佐	1 等 陸 尉	2 等 陸 尉
	海 将	海 将 極	1 等 海 佐	2 等 海 佐	3 等 海 佐	1 等 海 尉	2 等 海 尉
	空 将	空 将 極	1 等 空 佐	2 等 空 佐	3 等 空 佐	1 等 空 尉	2 等 空 尉
1	330,000	278,800	241,100	206,400	178,200	—	144,600
2	360,000	290,600	250,200	213,700	184,700	171,200	150,700
3	400,000	302,400	259,300	222,400	191,900	177,500	156,900
4	442,000	314,200	268,500	231,400	199,100	184,000	163,100
5	477,000	326,000	277,700	240,600	206,400	191,100	169,300
6	512,000	337,800	287,100	249,800	213,700	198,300	175,500
7	555,000	349,600	296,300	258,900	221,200	205,500	181,800
8	598,000	361,600	305,500	268,000	228,700	212,700	188,100
9	637,000	373,500	314,400	277,100	236,300	219,800	194,400
10	680,000	382,200	321,500	285,900	243,900	226,900	200,800
11	718,000	388,900	328,400	294,400	251,500	234,000	207,300
12		395,600	333,200	302,800	259,200	241,100	213,800
13			337,900	310,900	267,000	248,100	220,500
14			342,600	317,400	274,600	255,000	226,700
15			347,300	323,800	282,100	261,900	232,900
16				328,500	289,600	268,700	238,800
17				333,200	296,900	273,900	244,000
18				337,900	303,400	279,200	249,000
19					309,800	284,100	253,900
20					314,500	288,800	258,300
21					319,200	293,500	263,500
22					323,900		244,100
23							248,800
24							
25							

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占

(施行期日等)
附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛厅職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

2 昭和五十一年四月一日(以下「切替日」といふ。)における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けたいた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対する号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けた期間の通算)

3 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五条。以下「一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

4 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受けた期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間に異動した職員の俸給月額等)

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛厅職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する

法律(昭和五十一年法律第一号)による改正

法律案を提出する理由である。

別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた適用する。

職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していれた職務の等級及びその者が受けたいた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内訳)

8 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法の規定による給与の内訳とみなす。

(政令への委任)

9 附則第一項から前項までに定めるものは、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

10 一般職の国家公務員の例に準じて防衛厅職員のか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

11 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

法律案を提出する理由である。

昭和五十一年三月十七日
内閣總理大臣 三木 武夫防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の例に準じて防衛厅職員の俸給月額等の改定を行い、昭和五十一年四月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

議案の要旨及び目的

については、同項の俸給には当該教職調整額が含まれるものとする。

附則に次の二項を加える。

前三項に規定するもののはか、育児休業給の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

11 職員に育児休業給が支給される間、第五条第一項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当」とび育児休業給」とする。

(防衛厅職員給与法の一部改正)

第一条 防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五回の次に次の二項を加える。

16 当分の間、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律第三条第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員には、一般職の国家公務員の例により、育児休業給を支給する。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の二を次のように改める。

第六条の二 地方公共団体は、当分の間、第二百四条に定めるもののほか、条例で、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第三条第二項の規定に基づく育児休業の許可を受けた職員に対し、育児休業給を支給することができる。

2 第二百四条第三項及び第二百六条の規定は、前項に規定する育児休業給について準用する。

附 則 (施行期日等)

1 この法律は、公布の日昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中「一般職の職員の給与に関する法律第十九条の五第二項の改正規定並びに附則第二項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の五第二項の規定は、昭和五十一年三月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和五十一年三月一日以後の分として支給を受けた給与は、同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

4 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

5 附則に次の二項を加える。

6 第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、昭和五十一年三月一日以後の分として支給を受けた給与は、同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

7 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

8 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

9 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

10 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

11 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

12 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

13 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

14 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

15 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

16 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

17 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

18 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

19 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

20 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

21 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

22 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

23 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

24 第二項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十一年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

1 目次中「第八章 預金者に対する貸付け」を「第九章 郵便貯金振興会」に改める。

2 第八章預金者に対する貸付けに改める。

3 第八章の次に次の二章を加える。

4 第九章 郵便貯金振興会

5 第九章の次に次の二章を加える。

6 第九章 郵便貯金振興会

7 第九章の次に次の二章を加える。

8 第九章 郵便貯金振興会

9 第九章の次に次の二章を加える。

10 第九章 郵便貯金振興会

11 第九章の次に次の二章を加える。

12 第九章 郵便貯金振興会

13 第九章の次に次の二章を加える。

14 第九章 郵便貯金振興会

15 第九章の次に次の二章を加える。

16 第九章 郵便貯金振興会

17 第九章の次に次の二章を加える。

18 第九章 郵便貯金振興会

19 第九章の次に次の二章を加える。

20 第九章 郵便貯金振興会

21 第九章の次に次の二章を加える。

22 第九章 郵便貯金振興会

23 第九章の次に次の二章を加える。

24 第九章 郵便貯金振興会

25 第九章の次に次の二章を加える。

第七十五条(発起人) 振興会を設立するには、第八十八条第一項第一号及び第二号に掲げる業務について専門的な知識を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

第七十六条(設立の認可) 発起人は、定款、業務方法書及び事業計画書を郵政大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第七十七条(設立の認可) 郵政大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号のいずれにも該当せず、かつ、その業務が健全に行われ、郵便貯金の普及に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手続又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反するとき。

二 定款、業務方法書又は事業計画書に虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けているとき。

三 事業計画書の内容が法令に違反するとき。

四 第七十八条(役員の指名) 郵政大臣は、前条の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、振興会の理事長及び監事となるべき者を指名する。

五 第七十九条(事務の引継ぎ) 前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、第八十条(設立の登記) 理事長となるべき者は、登記の後でなければならぬ。

六 第八十一条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

七 第八十二条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

八 第八十三条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

九 第八十四条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

十 第八十五条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

十一 第八十六条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

十二 第八十七条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

十三 第八十八条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

十四 第八十九条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

十五 第九十一条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

十六 第九十二条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

十七 第九十三条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

十八 第九十四条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

十九 第九十五条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

二十 第九十六条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

二十一 第九十七条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

二十二 第九十八条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

二十三 第九十九条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

二十四 第一百条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

二十五 第一百零一条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

二十六 第一百零二条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

二十七 第一百零三条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

二十八 第一百零四条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第七十六条(設立の認可) 発起人は、定款、業務方法書及び事業計画書を郵政大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第七十七条(設立の認可) 発起人は、定款、業務方法書及び事業計画書を郵政大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第七十八条(設立の登記) 理事長となるべき者は、登記の後でなければならぬ。

第七十九条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十一条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十二条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十三条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十四条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十五条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十六条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十七条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十八条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十九条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十一条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十二条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十三条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十四条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十五条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十六条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十七条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十八条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十九条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第一百条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第一百零一条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第七十七条(設立の登記) 理事長となるべき者は、登記の後でなければならぬ。

第七十八条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第七十九条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十一条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十二条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十三条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十四条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十五条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十六条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十七条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十八条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十九条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十一条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十二条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十三条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十四条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十五条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十六条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十七条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十八条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第九十九条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第一百条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第一百零一条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第一百零二条(登記) 登記の後でなければならぬ者は、その名称中に郵便貯金振興会といふ文字を用いてはならない。

第八十一条(定款記載事項) 振興会の定款には、次の事項を記載しなければならない。
二 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 業務
五 役員に関する事項
六 資産及び会計に関する事項
七 定款の変更に関する事項
八 事業年度
九 公告の方法
第十一条(役員) 振興会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。第八十三条(役員の職務及び権限) 理事長は、振興会を代表し、その業務を総理する。
理事会は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、理事長が欠けたときは、その職務を行ふ。
監事は、振興会の業務を監査する。
第十四条(役員及び職員の任命) 理事長及び監事は、郵政大臣が任命する。
理事は、郵政大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
振興会の職員は、理事長が任命する。
第十五条(役員の解任) 郵政大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の二に該当するとき、その他役員を解任することができると認めるときは、その役員を解任することができる。
一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。
うとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。
第八十六条(役員の兼職禁止) 役員は、當利を目的地とする団体の役員となり、又は自ら當利事業の行なうべき業務に従事してはならない。ただし、郵政大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第八十八条(業務) 振興会は、次の業務を行う。
一 郵便貯金に関する調査、研究及び出版物の刊行
二 第四条第一項の施設の運営
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
四 前三号に掲げるもののほか、郵便貯金の普及に寄与するため必要な業務
振興会は、前項第四号に掲げる業務を行おうとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。
第五十条(予算等の認可) 振興会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。
第九十一条(財務諸表) 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出して、その承認を受けなければならない。
振興会は、前項の規定により財務諸表を郵政大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。
第九十二条(利益及び損失の処理) 振興会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、な

に從事してはならない。ただし、郵政大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
第八十七条(代理権の制限) 振興会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代理権を有しない。この場合には、監事が振興会を代表する。
第八十九条(業務) 振興会は、次の業務を行う。
一 郵便貯金に関する調査、研究及び出版物の刊行
二 第四条第一項の施設の運営
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
四 前三号に掲げるもののほか、郵便貯金の普及に寄与するため必要な業務
振興会は、前項第四号に掲げる業務を行おうとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。
第五十条(予算等の認可) 振興会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも同様とする。
第九十一条(財務諸表) 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に郵政大臣に提出して、その承認を受けなければならない。
振興会は、前項の規定により財務諸表を郵政大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

お残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
振興会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
第九十三条(施設の運営の委託等) 郵政大臣は、当該施設における国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条第一項に規定する国有財産をいう。第三項において同じ。の管理を振興会に委託するものとする。
郵政大臣は、当該施設に備え付ける物品(物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第二条第一項に規定する物品をいう。)を振興会に無償で貸し付け、又は譲与することができる。
当該施設の運営(当該施設における国有財産の管理を含む。)に関して、通常必要とする費用は振興会の負担とし、生じた収入は振興会の收入とする。
前二項に定めるもののはか、第一項に規定する委託について必要な事項は、政令で定める。
第九十四条(監督命令) 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
第九十五条(報告及び検査) 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、又は職員は、十万円以下の罰金に処する。
又は職員は、三万円以下の過料に処する。
第九十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした振興会の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により郵政大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第七十三条第一項の規定に違反して登記することを怠つたとき。
三 第八十八条第一項に掲げる業務以外の業務を行つたとき。
四 第九十四条の規定による郵政大臣の命令に違反したとき。

五 第九十七条第三項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一一条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

六 第九十七条第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第七百条 第七十二条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 第九十四条十一月一日に設立された財団法人郵便貯金振興会（以下「財團法人」という。）は、寄附行為で定めるところにより、振興会の発起人に対し、振興会において財團法人の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

振興会の発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、郵政大臣の認可を申請しなければならない。

前項の認可があつたときは、財團法人の一切の権利及び義務は、振興会の成立の時において振興会に承継されるものとし、財團法人は、その時ににおいて解散するものとする。この場合には、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

前項の規定により、財團法人が解散した場合には、改定後第七十二条第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際、現にその名稱中に郵便貯金振興会という文字を用いてゐる者については、改定後第七十二条第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 振興会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、改定後の第九十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

第五条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中野菜供給安定基金の項の次に次のように加える。

郵便貯金振興会	郵便貯金法
---------	-------

(法人税法の一部改正)

第六条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中野菜供給安定基金の項の次に次のように加える。

郵便貯金振興会	郵便貯金法（昭和二十四年法律第百四十四号）
---------	-----------------------

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本労働者住宅協会」を「日本労働者住宅協会及び郵便貯金振興会」に改める。

第七百一条の三十四第六項及び第七百一条の四十一第一項の表の第一号中「法人」の下に「（一）れに准ずる法人で政令で定めるものを含む。」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

四十四号の一部を次のように改正する。

第四条第十八号の次に次の二号を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

財金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設を設けること。

十八の三 法令の定めるところに従い、郵便貯金振興会を監督すること。

第九条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次

理由

郵便貯金の普及のため、その周知宣伝に必要な施設を設けるとともに、郵政大臣の認可を受けて設立される法人にその施設の運営を委託する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

四 振興会に、役員として、理事長、理事及び監事を置くものとし、理事長及び監事は、郵政大臣が任命するものとする。

五 振興会は、郵便貯金に関する調査、研究及び出版物の刊行並びに施設の運営等を行ふものとする。

六 郵政大臣は、施設の運営を振興会に委託するものとし、この場合において、郵政大臣は、当該施設における国有財産の管理を振興会に委託するものとする。

七 郵政大臣は、振興会の業務に關し通常必要とする費用は、振興会の負担とし、生じた収入は、振興会の収入とするものとする。

八 委託に係る施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

九 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十一 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十二 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十三 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十四 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十五 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十六 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十七 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十八 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十九 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

二十 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

二十一 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

二十二 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

二十三 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

二十四 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

二十五 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

容が法令に適合するものであり、かつ、その業務が健全に行われ、郵便貯金の普及に寄与することが確実であると認められるときは、設立の認可をしなければならないものとする。

四 振興会に、役員として、理事長、理事及び監事を置くものとし、理事長及び監事は、郵政大臣が任命するものとする。

五 振興会は、郵便貯金に関する調査、研究及び出版物の刊行並びに施設の運営等を行ふものとする。

六 郵政大臣は、施設の運営を振興会に委託するものとし、この場合において、郵政大臣は、当該施設における国有財産の管理を振興会に委託するものとする。

七 郵政大臣は、振興会の業務に關し通常必要とする費用は、振興会の負担とし、生じた収入は、振興会の収入とするものとする。

八 委託に係る施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

九 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十一 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十二 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十三 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十四 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十五 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十六 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十七 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十八 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

十九 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

二十 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

二十一 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

二十二 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

二十三 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

二十四 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

二十五 郵政大臣は、施設の運営に關し通常必要とする命令を下すことができるものとする。

右報告する。

昭和五十一年十月二十七日

通信委員長 伊藤宗一郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に關する法律の一部を改

正する法律案及び同報告書

郵便貯金法の一部を改

正する法律案及び同報告書

国会に提出する。
昭和五十一年十月九日

内閣総理大臣 三木 武夫

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所
に関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所
に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を
次のように改正する。

第七条第二項中「売さばき手数料」を「売りさばき手数料」に、「売さばき人」を「売りさばき人」に、「左の」を「次の」に、「こえ」を「超え」に、「百分の七」を「百分の九」に、「百分の六」を「百分の八」に、「百分の四」を「百分の五」に改め、同
条第三項中「売さばき人」を「売りさばき人」に、「五十円に満たない場合」を「一万円に満たない場合又は当該月に同項の規定による買受けをしなかつた場合」に、「その買受けた郵便切手類及び印紙の月額を五千円」を「その者が月額一円の郵便切手類及び印紙を買受けたもの」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十一年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律第五条第二項の規定により売りさばき人が郵政省から買受けた郵便切手類及び印紙に係る売りさばき手数料の支払については、なお従前の例による。

理由

郵便切手類の売りさばきに関する業務の取扱いの実情にかんがみ、売りさばき人に支払う売りさばき手数料の額を改定することを目的とする。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所
に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、郵便切手類及び印紙の売りさばきに
関する業務の取扱いの実情にかんがみ、売りさ
ばき人に支払う売りさばき手数料の額を改定し
ようとするもので、その内容は次のとおりであ
る。

1 売りさばき人の買受月額のうち、一円を
超え五万円以下の金額に対する手数料の率を
百分の七から百分の九に、五万円を超える方
に、「左の」を「次の」に、「こえ」を「超え」に、「百
分の七」を「百分の九」に、「百分の六」を「百分の八」
に、「百分の二・五」を「百分の四」に改め、同
条第三項中「売さばき人」を「売りさばき人」に、「五十円に満たない場合」を「一万円に満たない場
合又は当該月に同項の規定による買受けをしなかつ
た場合」に、「その買受けた郵便切手類及び印紙の
月額を五千円」を「その者が月額一円の郵便切手
類及び印紙を買受けたもの」に改める。

2 買受月額が一万円に満たない場合又は買受
けをしなかつた場合には、月額一万円の買受
けをしたものとみなして手数料率を適用す
る。

3 この法律は、昭和五十一年一月一日から施
行する。

二 議案の可決理由

本案は、売りさばきの実情等よりみて妥当と
認め、これを可決すべきものと議決した次第で
ある。

三 本案施行に要する経費

本案実施に伴う売りさばき手数料の増加額
は、約五億四千五百萬円で、昭和五十一年度郵
政事業特別会計歳出予算に計上されている。
右報告する。

昭和五十一年十月二十七日

通信委員長 伊藤宗一郎
衆議院議長 前尾繁三郎殿

国會議員の秘書の給料等に関する法律の一部
を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十一年十月二十八日

理由
3 国會議員の秘書が、改正前の法第四条第一項
及び第二項の規定に基づいて受けた勤勉手当
は、改正後の法第四条第一項及び第二項又は前
項の規定による勤勉手当の額に加算した額とする。
(勤勉手当の内扱)

政府職員の例に準じて国會議員の秘書の勤勉手
当の額の改定を行う必要がある。これが、この法
案の例に準じて国會議員の秘書の勤勉手

提出者
議院運営委員長 田澤 吉郎

律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一
部を改正する法律(昭和三十
二年法律第二百二十八号)の一部を次のように改
正する。

第四条第二項中「割合」を「割合(六月一日に係る
勤勉手当の額については、当該各号に掲げる割合
に六分の五を乗じて得た割合)」に改める。
附 則
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の
国会議員の秘書の給料等に関する法律(以下「改
正後の法」という。)の規定は、昭和五十一年四
月一日から適用する。
(勤勉手当の額の特例)

2 昭和五十一年六月に改正前の国會議員の秘書
の給料等に関する法律(以下「改正前の法」とい
う。)第四条第一項及び第二項の規定に基づいて
受けた国會議員の秘書の勤勉手当の額が、改正
後の法第四条第一項及び第二項の規定に基づい
てその者が同月に受けることとなる勤勉手当の
額を超えるときは、同月に受けるべきその者の
勤勉手当の額は、同条第二項の規定にかかる
ず、その差額を同条第一項及び第二項の規定に
基づいて受けることとなる勤勉手当の額に加算
した額とする。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所
に関する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出)に関する報告書

昭和五十一年十月二十八日衆議院議長 前尾繁三郎殿

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所
に関する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出)に関する報告書

昭和五十一年十月二十八日衆議院議長 前尾繁三郎殿

一九三

昭和五十一年十月二十八日 衆議院会議録第十号

一九四